

朝鮮王朝称慶『儀軌』からみる宮中劍舞

— 『園幸乙卯整理儀軌』『己丑進饌儀軌』『戊申進饌儀軌』を中心に

鄭 恵 珍*

The 《Sword Dance》 as the court dance repertoire appeared in Uigwe, record of court banquets in the Chosun Dynasty

— focusing on the Wonhaeng eulmyo jeongri Uigwe 1795, Gichuk jinchan Uigwe 1829, Musin
jinchan Uigwe 1848

JUNG Hyejin

abstract

This paper is a part of the basic research of the study to clarify the relationship between the sword dance held at the court and regional palaces. The sword dance as court dance repertoire is documented in the pictorial form (Uigwe, records of court banquets in 1795, 1829 and 1848). In this paper, I observed the changing process of the dancer, especially female entertainer. In conclusion, the sword dance was performed only in the inner banquet and the performance form changed according to the members of each dance and the accompanying music.

Keywords : Uigwe (records of court banquets)、Yeon- Hyang (Court feast/ court banquets)、Sword Dance、Female Entertainer、Chosun Dynasty

I. 序論

I-1. 研究目的及び方法

朝鮮後期においては、宮中や各地方の官庁所属の教坊¹、および民間で劍舞が幅広く演じられていたが、現在では、晋州、密陽、平壤などおよそ7か所の地域で、それぞれに郷土化された劍舞が演じられている。劍舞の研究は、主として現行の各地域にある劍舞を対象としており、宮中劍舞それ自体、あるいは宮中劍舞と現行のものとの関連性についての研究は比較的少ない。それは、宮中劍舞が古文献の資料に断片的に残っているものの、その伝承そのものが途絶えていることが背景としてある。本稿は、朝鮮後期に演じられた劍舞について、宮中と地方教坊における相互伝承という視点から研究するための予備的考察であり、朝鮮王朝における王室記録物の一つである『儀軌』から、宮中宴享における劍舞の変化の様相を明らかにすることを目的とする。『儀軌』については、ソウル大学奎章閣所蔵のものを用いて、宮中呈才が催された称慶宴に関連する『儀軌』を中心に考察を行う²。

キーワード：朝鮮王朝、儀軌、宴享、劍舞、女妓

*平成19年度生 比較社会文化学専攻

I-2. 先行研究

イム・スジョンは、「韓国女妓劍舞の芸術的形式と地域の特徴研究」(イム 2006)において、現行の各地域にみられる劍舞の動作分析と伴奏音楽を再解釈している。また、チャ・オクスクは「晋州劍舞の表記法と動作分析」(チャ 1997)で、運動学的側面から劍舞を分析し、チェ・ミョンシンは「劍舞における劇的 Image 表現に関する美的価値研究」(チェ 2000)において、美学的側面から劍舞を分析している。また、宮中と地方文化の交流という視点から劍舞を取り上げて分析した、イ・ウンジョンの「朝鮮後期、宮中劍舞の民間宴披化過程に関する研究」(イ 2007)や、バン・ダルの「朝鮮後期、宮中呈才と教坊呈才の相互関連性研究」(バン 2006)などの研究もみられる。『儀軌』に焦点をあてて、朝鮮の宮中宴における音楽や舞踊を分析した研究としては、高芳子の「朝鮮時代呈才伴奏楽曲名の歴史の変遷過程に関する研究」(高 1994)があり、純祖己丑年(1829)の『進饌儀軌』を中心に宮中呈才楽曲名について考察している。さらに、朝鮮の王室音楽関連の文献を長年にわたって研究してきた宋芳松は、『儀軌からみる舞いと音楽を探して』(宋 2008)において、現存する称慶宴に関連する『儀軌』の解題と索引を作成し、音楽を中心として、宮中音楽や呈才を研究した。なお、上記のイム・スジョンによる「朝鮮時代宮中劍舞の公演様相」(イム 2007)は、『儀軌』を取り上げて宮中劍舞を分析した唯一の先行研究として重要であるが、宮中劍舞の全般的記述が主となっており、時代による楽曲などの具体的な変化については触れられていない。

I-3. 呈才と女妓の概念、および『儀軌』について

呈才とは舞を含む多様な種類の才芸を王の前で見せるという献技の意味に由来し、宮中舞踊の代名詞として用いられた(宋 2007:166)用語である。この語は本来、楽・歌・舞だけでなく全ての芸術的技芸を表わしているが、『儀軌』では主に宮中舞踊を示す用語として用いられているので、本稿では宮中舞踊を示す語と規定する。

なお、呈才や歌芸などの芸を身に付けた者のうち、宮廷をはじめとして地方官庁などの宴会で楽・歌・舞を演じた女子芸能者のことを女伶・女楽・妓女・妓生などの名称で呼んでいた。しかし、女伶・女楽という名称は宮中記録のみで用いられた³一方、妓生という名称は、朝鮮全時代(1392-1910)にかけて幅広く用いられていたが、女妓制度廃止(1894-1909推定)と共に朝鮮の植民地時代(1910-1945)に実施された公娼制度によって、芸妓と娼妓の区分が曖昧となった。その結果、彼らが持っている芸術的側面より性的側面が強調された概念として用いるようになったと言える⁴。よって、本稿では、これらの全てを含む広い意味として女妓という用語を用いることにする。

本稿の主要参考資料である『儀軌』とは、国家典礼の軌範、という意味で、国家や王室が開催する各種行事の全過程を記録しておくことで、後日の行事の前例として参考するため残した文献である(韓 2002 参照)。『儀軌』には行事の全般的な内容のみならず、行事の過程を日付によって記録した各種公文書を含み、動員された人員・所要物品・経費の支出・担当者の褒賞などが記録されている(シン 2007:247)。また、行事の全過程を描写した【班次図】や【呈才図】、使用物品の図説等が添付されており、当時の行事の具体的な手順や次第が分る。

【班次図】は王室行事の主要場面を絵画として表わしたもので、行事が行われる当日に描かれたものではなく、行事の事前に参加人員や物品を配置してみることで当日に生じる混乱を最大限減らす役割を果たしたと考えられている。以下、韓永愚による「朝鮮時代儀軌編纂と現存儀軌調査研究」(韓 2002)を参考にして『儀軌』全体についてのおおよその構成を記しておく。

『儀軌』は時代によって、また『儀軌』の種類によっても多少差があって一律に説明することは難しい。しかし、大体前半に「擇日」「座目」「図式」を載せ、儀礼が行われる日にちや関係官員を記録し、儀礼の主要場面を図で説明する。その次には、王や王世子の下命を記録した「令教」や「筵説」を入れた上、官庁間の業務協力のため取り交わした文書である「移文」「來關」などを記録する。最後に、儀礼に掛かった物品目録である「稟目」や人件費を含む費用を記録した「財用」、儀礼に参加し功を立てた関係者を褒章した「賞典」、儀礼における公演に参加した楽工や女妓の名簿と服飾を記録した「工伶」などを記録する。その他、音楽・舞踊と関係深いと言える儀礼の式次の記録である「儀註」、儀礼における音楽や舞の演目や簡単な説明を記録した「樂章」など『儀軌』に載っている項目は多様で、純祖己丑年の『進饌儀軌』を例に挙げると附編を除いて28項目が載っている。(純祖己丑『進饌儀軌』参照)

朝鮮時代の国家行事は多様であり、『儀軌』の数や種類もその分多様であるが、戦乱の際、その多くが喪失し、現在は、壬辰倭亂（1592-1598）以後と大韓帝国時代（1897-1910）の『儀軌』のみが残されている⁵。現存する宮中宴享関連『儀軌』のうち、フランスのパリ国立図書館に所蔵（図書番号：2431）されている『豊呈都監儀軌』（1630）を含め、肅宗己亥年（1829）『進宴儀軌』、英祖甲子年（1744）『進宴儀軌』、英祖乙酉年（1765）『授爵儀軌』、正祖乙卯年（1795）『園幸乙卯整理儀軌』、純祖丁亥年（1827）『進爵儀軌』、純祖戊子年（1828）『進爵儀軌』、純祖己丑年（1829）『進饌儀軌』、憲宗戊申年（1848）『進饌儀軌』、以上9『儀軌』は高宗（1863-1907）以前の『儀軌』である。高宗在任期に開かれた宴享を記録した『儀軌』としては、高宗戊辰年（1868）『進饌儀軌』、高宗癸酉年（1873）『進爵儀軌』、高宗丁丑年（1877）『進饌儀軌』、高宗丁亥年（1887）『進饌儀軌』、高宗壬辰年（1892）『進饌儀軌』、高宗辛丑年（1901）『進饌儀軌』と同年（1901）『進宴儀軌』、高宗壬寅年（1902）4月の『進宴儀軌』及び同年（1902）11月の『進宴儀軌』の9『儀軌』があり、現存する宴享関連『儀軌』は全部で18種類である（宋2008：12-13）。剣舞は1795年の『園幸乙卯整理儀軌』に初めて記録され、1902年高宗壬寅年『進宴儀軌』まで、総じて12『儀軌』にその記録が残されている⁶が、高宗以前の『儀軌』が3種、高宗代の『儀軌』が9種である。本稿では、高宗以前の『儀軌』である正祖乙卯年（1795）『園幸乙卯整理儀軌』と純祖己丑年（1829）『進饌儀軌』、そして憲宗戊申年（1848）『進饌儀軌』を中心に検討し、その中でも最も変化が見られる純祖己丑年（1829）『進饌儀軌』に重点をおき論述する。『園幸乙卯整理儀軌』はソウル大学奎章閣所蔵に全部で17冊があるが、本稿では正祖19年（1795）に刊行された〔奎14518-v.1-8〕を参考とした。『進饌儀軌』と戊申『進饌儀軌』に関しては、奎章閣所蔵で1829年に刊行された〔奎14370〕と1848年に刊行された〔奎14372〕以外に、それぞれの訳注本も参考にした。

II. 本論

II-1. 正祖『園幸乙卯整理儀軌』（1795）

『園幸乙卯整理儀軌』は朝鮮の第22代の王である正祖（1776-1800）が1795年（正祖19）に母親である恵慶宮洪氏の還暦を迎え、父親である思悼世子の墓がある華城（現水原）の顯隆園を参拝した行事を記録したものである（金2005：119）。1795年2月9日、昌徳宮を離れてから16日に還宮するまでの8日間の出宮過程を整理したこの『儀軌』は全10巻8冊で構成され、王の華城出御に関する次第やそれに伴った行事記録が分野別で詳細に記録されている。

表1. 『園幸乙卯整理儀軌』による宮中剣舞の記録

園幸乙卯整理儀軌（正祖19、1795年2月）		
宴享名	奉壽堂内進饌	洛南軒養老宴*
呈才名	剣舞	
楽曲名	×	
呈才女妓	春雲（医女）、雲仙（針線婢）	
公演有無	○	×養老宴では呈才公演が実演されていない。

表1は正祖『園幸乙卯整理儀軌』に記録されている剣舞に関する内容を表にしたものである。表1の内容を具体的に説明すると以下ようになる。

【華城行宮図】を始めとし【洛南軒養老宴図】【奉壽堂進饌図】【服飾図】など主に「図式」で構成されている巻首には、出宮5日目であった2月13日に華城行宮の奉壽堂で開かれた恵慶宮洪氏の還暦宴で宴行された【呈才図】が含まれている。載っている呈才は《獻仙桃》、《夢金尺》、《荷皇恩》、《抛毬樂》、《舞鼓》、《牙拍舞》、《響鉞舞》、《鶴舞》、《蓮花臺》、《壽延長》、《處容舞》、《尖袖舞》、《船遊樂》、《剣舞》の14種類で、そのうち、《剣舞》は2人の女妓が剣を持って舞う2剣舞形式で描写されている。

奉壽堂で開かれた宴享の具体的内容は巻2に収録されている当日の式次を記録した「儀註」項目から確認でき

るが、惠慶宮洪氏の姻戚82人が招待されたこの宴会では（巻5「内外賓」：1b-2b）、来賓が惠慶宮洪氏に合計7回にわたって酒を出し、その度に各々異なる呈才が演じられていた（巻2「儀註」：4b-9a）。しかし、「儀註」項目では《劍舞》が演じられた記録はない。奉寿堂宴の「儀註」に記録された呈才は全部13種目あるが、巻首の【呈才図】にある《劍舞》と《船遊楽》は公演された記録がない一方で、【呈才図】には記録されていない《受明命》が《荷皇恩》と共に第二爵礼で演じられたと記録されている（巻2「儀註」：8b）。しかし、《受明命》と《荷皇恩》が公演される際には一曲の宴禮楽曲が演奏され、二酌礼の記録に《金尺（夢金尺）》呈才や《受明命荷皇恩》呈才として記録されている点（巻2「儀註」：8b）などから、本来は異なる二つの呈才が奉寿堂宴では合舞し一つの呈才として演じられたと考えられる。故に、実際に奉寿堂宴で披露された呈才は12種目であったと考えられる。

行事における公演を担当した女妓らの記録がある同巻の「工伶」⁷項目をみると、《劍舞》を演じた者として担当女妓の名前が載っている（巻5「工伶」：32a-33a）。当時の行事における呈才は京妓都妓と華城都妓、つまり京妓と華城地域の外方女妓らによって演じられていた（巻5「工伶」32a-32b）が、《劍舞》は、当時の京妓であった31才の春雲と24才の雲仙が演じており、春雲と雲仙は医女と針線婢であった。上記で述べたように【呈才図】や「工伶」には載っている《劍舞》の記録が実際の宴の式次を記録した「儀註」には見当たらないなど、項目によって記述の差があることに対して、《劍舞》の公演を予定していたが実行されていない場合と、本行事では公演されていなかったが非公式的に演じられた場合の二つの解釈が可能である。しかし、先行研究でもこれに関する言及はされておらず、【呈才図】「儀註」「工伶」項目の記録だけでは《劍舞》が実際に演じられたのかは判断し兼ねる。

奉寿堂宴で演じられた全ての呈才には伴奏楽曲である宴禮楽曲や演者の役割が決められていたことに対して、《劍舞》はそれが分かる「儀註」や「楽章」「工伶」の項目から記入漏れがあるため、宴禮楽曲や演者の役割に関する特定はできないが、宮中呈才として劍舞が確認できる最初の『儀軌』であることに意味があると言える。

II-2. 純祖己丑『進饌儀軌』（1829）

己丑『進饌儀軌』は、純祖（1790-1834）の即位30年と40才誕生を称慶するため開かれた儀礼を記録したもので（宋芳松、金鐘洙 2007、6：4）、純祖の息子である孝明世子（1809-1830）が主軸になり、開かれた宴享の記録である。2月と6月に開かれた外進饌・内進饌及び夜進饌と會酌の準備・進行過程が記録されているこの『儀軌』には、外宴・内宴・夜宴・會酌宴の次第が4巻4冊で構成、記録されている。2月の記録には、1829年2月9日、昌慶宮の明政殿での外進饌と12日の慈慶殿での内進饌、そして同日の夜に開かれた夜進饌、13日の王世子會酌宴が（巻首「擇日」：1b）、6月の記録には同年6月19日の慈慶宮での進饌と夜進饌があり、6月の記録は附編に収録されている（附編「擇日」：1b）。しかし、6月に開かれた宴は、王や臣下が中心になる外宴以外に、王大妃や王妃、王世子妃など女性が中心になる内宴でも女妓ではなく、舞童（外宴で主に呈才を公演した幼い男の子）が呈才を演じた上、劍舞が実演された記録がないため、本稿では省略する。

巻首には1829年2月に設行した明政殿進饌（外宴）と慈慶殿進饌（内宴）、慈慶殿夜進饌（夜宴）、慈慶殿翌日會酌（會酌宴）の【班次図】や【進饌図】、各宴が開かれる際の舞童と女妓が演じた【呈才図】、【彩花図】、【器用図】、【儀仗図】、【楽器図】、【服飾図】などが載っており、【呈才図】には劍舞が4種目形式で描写されている（巻首「図式」：25b）。

一方、巻1では「楽章」と「儀註」項目から呈才関連事項を参照することができる。「楽章」には全部で18種目の呈才が記録されているが、このうち11種目は、呈才の内容に関する説明と共に呈才が演じられる際に慶事を祝う意味で歌われた唱詞の歌詞も記録されている。しかし、劍舞を含め残り7種目の呈才には呈才の内容のみが説明され唱詞に対する記述はない。これは唱詞の記録がもれたのではなく、7つの呈才は唱詞がないまま演じられる郷楽呈才であるからである。郷楽呈才の場合は唱詞がない呈才がいくつかあり、その一つが劍舞で、『儀軌』の「楽章」には、劍舞は唱詞がないため記述しないと書かれている⁸。

表2. 『己丑進饌儀軌』による宮中剣舞の記録

己丑進饌儀軌 (純祖29、1829年2月、6月)						
宴享名	明政殿 外進饌	慈慶殿 内進饌	慈慶殿 夜進饌	慈慶殿 翌日會酌	慈慶宮 内進饌*	慈慶宮 夜進饌*
呈才名		劍器隊	劍器舞	劍器舞		
楽曲名		武寧之曲	凝祥之曲	多寶子令		
呈才女妓	降仙、金鶴 (成川選上妓)、錦貝、玉眞 (黃州選上妓)、 蓮紅、蓮月、錦花、允月、					
公演有無	×	○	○	○	×	×

*の内進饌と夜進饌は舞童により呈才が演じられた6月の宴を示す。

表2は純祖己丑『進饌儀軌』に記録されている剣舞に関する内容を表にしたものである。表2の内容を具体的に説明すると以下ようになる。

「儀註」項目からは呈才が演じられた宴の具体的な式次第が分かるが、剣舞は2月の内進饌と夜進饌、そして會酌で各々1回ずつ宴行され、全3回披露されたことが分かる。記録されている呈才名は《劍器隊》と《劍器舞》で、1795年の正祖『園幸乙卯整理儀軌』に記録されている《劍舞》ともまた違う呈才名を用いている。慈慶殿で開かれた内進饌では13種の呈才が演じられたが、呈才名が《劍器隊》として記録されている剣舞は王族である宗親や王の外戚である戚臣などの来賓が王に献酒する儀礼である七爵礼が終わり、女執事が王世子や王世子妃に別行果という茶菓を献上した後、11番目の呈才として演じられた(巻1「儀註」:22b-45b)。

同日の夜に開かれた慈慶殿夜宴では昼に開かれた内宴とは違い、楽曲は全部で16曲が演奏された一方、呈才は《抛毬樂》、《舞鼓》、《春鶯轉》、《劍器舞》と記録されている剣舞の4種のみが宴行された。剣舞は行事がほぼ終わる段階で尙宮が王に御座から下りてくることを申し出、王が退廷する際に〈凝祥之曲〉(原舞曲)に合わせ披露されたが、王世子が退廷する際には呈才は宴行されずに楽曲のみが演奏された(巻1「儀註」:40b-43a)。反面、慈慶殿王世子會酌宴では夜宴とは対照的に4曲の宴礼楽曲が演奏されたのに対して、呈才は14種が宴行され、慈慶殿内宴や慈慶殿夜宴に比べ、比較的呈才の割合が高かったことがわかる(巻1「儀註」:43a-45a)。また、會酌宴では酌礼の儀式は行われなかったが、これは會酌宴が外宴や内宴より宴会的性格が強いことを示す。會酌宴では王世子に饅頭を出す際に〈多寶子令〉(原曲)に合わせ剣舞が演じられた。

各呈才を演じた呈才女妓は花冠に、草緑丹衣、黄絹單衫、裏藍色裳、表紅綃裳、紅緞a縷繡帶、五色汗衫、草緑鞋を基本服装として着用し、その上、それぞれの呈才に合う衣装を重ねて着ていたが、己丑年に行なわれた進饌宴で剣舞を演じた女妓らは戦笠をかぶり、紅綃裳、⁹鴉青甲紗快子、藍纏帶、草緑鞋を身につけていた(巻3「工伶」:5a)。

剣舞に参加した呈才女妓は合計9人で、2人が1隊になり4隊を構成した(巻3「工伶」:7b)。そのうち、1隊は童妓隊と呼ばれた比較的年齢が低い女妓で、彼女らは成川地域から選抜されてきた選上妓で降仙と金鶴であった(巻1「移文」:60a)。その外、舞隊として区分されている3隊は錦貝、玉眞、蓮紅、蓮月、錦花、允月で、錦貝と玉眞は黃州地域の選上妓である。楽工や舞童の名前が本名で記録されていることに対して、呈才女妓は妓名(花名)で名簿が作成されており、出身地に対する記録も特にないため、地方から選抜され宴に参加した選上妓の場合は出身地域を特定するのが難しい。しかし、童妓隊の降仙と金鶴の場合は、1829年1月9日に成川の童妓降仙と金鶴を急いで選上するよう上級機関から該当地域へ公文を送った記録があり、錦貝と玉眞の場合は、1829年2月20日の選上妓に対する褒賞記録に、黃州の選上妓錦貝と玉眞が白木綿2疋と絹1疋を褒賞として授与した記録が巻1の「移文」項目に残っているため出身地が特定できる(巻1「移文」:62a)。

この8人以外に執事として記録されている蓮紅は、舞隊としての3隊6人と童妓隊2人の8人の案内役であったとみなされる。故に、己丑年の宴で剣舞を演じた宴行者は童妓隊が2人、舞隊が6人、そして実際の舞員ではないが彼女らの案内役であった執事が1人で、8剣舞の形式で演じられていたことが分かる(巻3「工伶」:7b)。

ところで、純祖己丑年の宴享では呈才名と宴禮楽曲に注目する必要がある。1795年の『園幸乙卯整理儀軌』の記録とは異なり、純祖己丑年の宴享では項目によって剣舞の呈才名表記が違い、【呈才図】と「工伶」、慈慶殿夜

宴と慈慶殿王世子會酌宴の「儀註」には《剣器舞》として呈才名が記録されていることに対して、慈慶殿内進饌の「儀註」には《剣器隊》として呈才名が記入されている。また、宴禮楽曲は宴によって各々別の宴禮楽曲を伴奏音楽として用いた上、曲名の表記においてもそれ以前とは違い雅名と既存曲名が併記されている。このような傾向は純祖戊子（1828）『進爵儀軌』からで（宋 2008：255）、純祖代には一つの宴で外宴・内宴・夜宴・翌日會酌宴など多くの宴が施され宴享の規模が大きくなり、宴享で公演される呈才の種類も増え華麗になった。それに伴って、数多くの呈才が創作・改作されたが（金 2001：131）、剣舞の呈才名や楽曲名の変化もこのような背景と関係深いと考えられる。

慈慶殿内進饌で使われた剣舞の宴禮楽曲は〈武寧之曲〉（郷唐交奏）で、〈武寧之曲〉は雅名で〈郷唐交奏〉は既存曲名である。〈郷唐交奏〉は伝統音楽演奏において郷楽器や唐楽器の混合編成の楽器編成を示す用語であったが、朝鮮後期においては一つの曲名として使われた。〈郷唐交奏〉の雅名は〈武寧之曲〉を含め34種類があり（宋 2008：255-256）、〈武寧之曲〉は軍禮樂の行進曲である現行〈大吹打〉と関連あるとする（金 2005：278-279）。しかし、〈武寧之曲〉の古楽譜が発見されていないため、ここでいう〈武寧之曲〉が現行の〈大吹打〉と完全に一致するかは明らかではない。

純祖己丑年の宴享では内宴と夜宴、そして會酌宴で剣舞が宴行され、政治的で君臣宴である外宴と舞踊が呈才を演じた宴では剣舞は披露されることはなかった。

II-3. 憲宗戊申『進饌儀軌』（1848）

1848年は憲宗（1827-1849）の祖母である大王大妃純元王后（1789-1857）の60才誕辰（誕生祝い）や母親である王大妃神貞王后（1808-1890）の40才誕辰があった年である。そのため、この二つの祝い事を称慶する目的で、大王大妃殿で進饌宴を施し、その儀禮を記録したものが憲宗『進饌儀軌』である（宋 2008：303）。憲宗が在位した15年間の期間中、大王大妃と王大妃の長寿と関連して幾つかの慶事¹⁰があったが、そのうち内外賓を招いて宴享を施したことは1848年（憲宗14年）大王大妃の六旬（60才誕生宴）のみである。巻首を含め全4冊で構成されている戊申『進饌儀軌』によれば、3月17日卯時（午前5時-7時）に内進饌が、同日二更（夜9時-11時）には夜進饌が開かれ、また、19日卯時（午前5時-7時）には大殿會酌が、同日二更（夜9時-11時）には大殿夜宴が開かれた。挙行場所は全て通明殿で、これらの宴のために2月11日から3月10日にかけて総7回の予行演習が行われたことが「擇日」から分かる。巻首の【呈才図】には4剣舞が描写されており、巻1の「樂章」に載っている呈才楽曲記録も純祖己丑『進饌儀軌』の内容と同一である。

表3. 『戊申進饌儀軌』による宮中剣舞の記録

戊申進饌儀軌（憲宗14、1848. 3）				
宴享名	通明殿内進饌	通明殿夜進饌	通明殿會酌	通明殿會酌夜宴
呈才名		剣器舞	剣器舞	
楽曲名		武寧之曲	武寧之曲	
呈才女妓	箕珠、綠珠（平嬢選上妓）、雲姬、暎月、瓊貝、鳳娘、彩鸞、月香			
公演有無	×	○	○	×

表3は憲宗戊申『進饌儀軌』に記録されている剣舞に関する内容を表にしたものである。表3の内容を具体的に説明すると以下ようになる。

「儀註」には通明殿進饌、通明殿夜進饌、通明殿翌日會酌、通明殿翌日夜宴の4つの宴享の記録があり、そのうち、通明殿夜進饌と通明殿翌日會酌の二つの宴で剣舞に関する記述が述べられている。「儀註」によれば、二度の宴で剣舞は《剣器舞》として呈才名が表記され、伴奏音楽としては〈武寧之曲〉が用いられた。通明殿夜進饌では、《抛毬樂》《船遊樂》《剣器舞》《處容舞》の4種目の呈才が順番に公演され、〈武寧之曲〉（原舞曲）が剣舞の宴禮楽曲として演奏された（巻1「儀註」：38b-39b）。一方、通明殿翌日會酌では《處容舞》を除いた3種目を始めとし8種目の呈才が公演されたが、《剣器舞》つまり剣舞は7番目の演目として夜宴と同じくお茶を献上する儀禮で〈武寧之曲〉（原舞曲）に合わせ演じられた。

通明殿翌日會酌の式次第をみると、行事の前日に大王大妃座が通明殿中央の北壁の南側に設置され、行事が始まる2刻(30分)前に、女官、女執事、女伶(女妓)などが各自の服装を整え決められた場所に先に位置した。1刻(15分)前には女執事の案内下に宗親(王の親戚)、儀賓(王の婿など王族と通婚した人の通称)、戚臣、進饌所堂上などの内外賓が位置し、女官の案内によって後宮が入る。その後、順番通りに王妃や王、そして大王大妃が入るが、それを最後に楽歌舞の公演が始まったとする(巻1「儀註」:40a-41a)。

1848年に開かれた宴に総動員された外方女妓は、慶尙道26名、平安道30名、江原道8名、忠清道6名、黃海道10名、全羅道20名で合計100人であったが¹¹、劍舞を演じた女妓のうち、童妓隊2名が平嬢から選上された外方女妓であった¹²。劍舞は純祖代と同じく童妓隊2名と舞隊6名によって演じられており、8劍舞の形式で公演されたが、案内役の女執事の記録はない¹³。

宴における各呈才女妓は花冠をかぶり黄絹單衫、藍色裳、紅絹裳、紅緞金縷繡帶、五彩汗衫、草綠鞋を着用するのが基本服飾で、劍舞を踊る女妓の場合は、戰笠¹⁴という帽子をかぶり、紅絹裳に青色の甲紗で作った掛子(長いチョッキ)を着た。その上、藍色の帯を巻き草綠色の靴を着用していたとするが、劍舞の女妓服飾に関する記述は巻1の「服飾図」と巻3の「工伶」項目で差がある。「服飾図」には、劍舞女妓は青色の甲紗で作った掛子ではなく、紫的掛子を着用すると記録された上、「工伶」項目に言及されていない金香挾袖という袖の幅が狭い上衣を着ると記入されている¹⁵。

王が下した命令を記録した「傳教」によれば、翌日會酌の式次第は己丑年(1829)の例を参考にすることが命じられていたが¹⁶、1848年の全ての宴における劍舞の呈才名は《劍器舞》で、伴奏音楽として使われた宴禮楽曲も己丑年の宴で用いられた〈武寧之曲〉で統一されている。また、劍舞の宴行方式も己丑年の宴と同じく8劍舞形式を用いており、憲宗戊申年における劍舞は翌日會酌以外にも己丑年の宴を前例として参考にし、演じられたと考えられる。

Ⅲ. 結論

本稿では、現存する称慶宴に関連する『儀軌』のうち、宮中呈才として劍舞の最初の記録がある正祖乙卯年(1795)『園幸乙卯整理儀軌』を始めとし、宮中宴享の様々な部分において変化の多い純祖己丑年(1829)『進饌儀軌』、そして、憲宗戊申年(1848)『進饌儀軌』の3つの『儀軌』を中心に朝鮮宮中宴享における劍舞について検討を行った。その結果、各『儀軌』から劍舞の呈才名や伴奏音楽として用いられた宴禮楽曲、そして宴者である舞員の増減による公演形式の変化があったことが分った。呈才名は、正祖乙卯年(1795)に《劍舞》として記録されたものが、純祖己丑年(1829)の宴では《劍器隊》と《劍器舞》の二つの呈才が用いられ、憲宗戊申年(1848)の宴では前例に従い《劍器舞》を用いている。宴禮楽曲の場合は、正祖乙卯年(1795)の宴での《劍舞》の宴禮楽曲が記録されていないものの、純祖己丑年(1829)の宴では3回の宴で〈武寧之曲〉、〈凝祥之曲〉、〈多寶子令〉の其々異なる楽曲が用いられ、憲宗戊申年(1848)の宴では前代に用いられた曲の一つである〈武寧之曲〉で統一された。

また、公演形式も2劍舞-8劍舞-8劍舞に変化するが、純祖己丑年(1829)の場合は演者以外に演者の案内役の女妓が一人おり、実際に劍舞公演に参加した女妓は9人であることが憲宗戊申年(1848)との違いであると言える。このような変化から、正祖代に宮中呈才として初めて公演された《劍舞》が純祖代に宮中呈才形式に釣り合うように再構成或いは再創作される過程を経て、憲宗に至って宮中呈才の一つの演目として定着した可能性が高いと考えられる。本稿では、3つの『儀軌』を取り上げ宮中呈才としての劍舞の変化を探った。今後は、残りの『儀軌』の分析を踏まえ、地方教坊における劍舞との関連性についても視野に入れ研究を進めたい。

〔註〕

1 教坊とは、高麗(918-1392)時代以後朝鮮(1392-1910)時代末まで楽工や女妓を中心に楽・歌・舞を管掌した機関。朝鮮時代の地方官庁には禮房附属の教坊があり、地方教坊所属の官妓や楽工が地方官庁の公私宴で音楽と舞を担当していた(宋2007:353)。

2 ①本稿では次のような意味で記号を区分する。

鄭 朝鮮王朝称慶『儀軌』からみる宮中劍舞

「」：文献の詳細項目、【】：図像名、《》：呈才（宮中舞蹈）名、〈〉：楽曲名

②『儀軌』は所蔵所や文献によって表記が異なり、本稿ではそれに従って表記する。

- 3 『儀軌』では、女楽・妓生の記述もみられるが、主に女伶という語が用いられている。呈才の簡単な手順や公演についての踊り手の位置などを記録した『呈才舞図笏記』には、女伶という語のみが用いられている。
- 4 女妓廃止は、1894年に引き起こった甲午改革によって身分制度が廃止されたことが始発である。その影響で妓案が一部廃止され、300余りの官妓が解散されたことを始めとし、女楽廃止（1905）、教坊庁廃止（1905）、宮中官妓である医女や針線婢廃止（1907）など次々に行った官制改編によって徐々に廃止されたとみなされる。最後に日本警視庁の主導で出された妓生取締り令（1908）によって、居場所を失った官妓（女妓）らや芸を身につけてない娼妓が結成したのが妓生組合（1908）のような団体である。このような団体で女妓と娼妓が共に活動することは最終的に芸妓と娼妓の区別が曖昧になる結果となったと考えられる（李 1992 参照）。
- 5 『儀軌』は通常5～9部を製作したとされたが、これは閲覧者や保管処により御覧用（国王が閲覧する儀軌）と分上用（様々な所に分けて保管する儀軌）に区分された。御覧用儀軌は通常1部が製作され、1776年（正祖即位年）に奎章閣が設立された以降は主に奎章閣で保管した。分上用儀軌は議政府、春秋館、礼曹など国家の典礼を管掌した機関があるソウルと地方の史庫に分散、保管された。現在はソウル大学奎章閣韓国学研究院、韓国学中央研究院蔵書閣、パリ国立図書館、日本宮内庁などに所蔵されている（韓 2002 参照）。
- 6 これは、先行研究から宴享関連儀軌を絞り、儀軌の「儀註」や「工伶」項目から確認して分かったことである。劍舞が導入されたとする時期について先行研究での異見があるので（金（2001）と宋（2008）は正祖代に、キム；シン（2005）とイ（2007）は純祖代に劍舞が呈才として宮中に導入されたと言及している）、1795年以前の『儀軌』も確認した。
- 7 『国訳憲宗戊申進饌儀軌』（8：56）には「楽舞差備」、『国訳純祖己丑進饌儀軌』（8：39）には「楽工・舞童・女伶」であると定義されている。しかし、この項目には楽歌舞を演じた女妓や舞童、楽工の名簿以外にも行事当時に公演された呈才種目や楽器編成を記録も載っている。
- 8 卷1「楽章」：18b、「以下では舞のみを演じ唱詞を歌わないため、楽章を載せない…女妓4人が戦笠と戦服を着用し各々劍二ふたを手に持ち、二隊に分け互いに対舞し舞を舞う。」
- 9 赤い布のスカートで、王室儀礼では楽舞の演奏の時、女伶（女妓）の服飾として使われた。
- 10 1838年（憲宗4年）：大王大妃純元王后（1789-1857）の五旬（50才）
1839年（憲宗5年）：大王大妃純元王后の望六（望六：60を眺める年齢の51才）
1841年（憲宗7）：大王大妃の母臨40年（母臨；王妃冊封40年）
1847年（憲宗13）：王大妃神貞王后の四旬（40才）
1848年（憲宗14年）：大王大妃純元王后の六旬、王大妃神貞王后の望五（望五：41才）
1849年（憲宗15年）：大王大妃純元王后の還曆（『国訳憲宗戊申進饌儀軌』6：17）。
- 11 卷1「移文」1847年11月21日：48b-49a
- 12 卷1「来關」1847年12月19日：58b、「平安道觀察使爲相考事因關文平壤童妓箕珠綠珠成川童妓錦紅軟玉定色更罔夜上送爲…」
- 13 卷3「工伶」：9b、劍器舞呈才女伶一隊二【雲姬・暎月】二隊二【瓊貝・鳳娘】三隊二【彩鸞・月香】童妓隊二【箕珠・綠珠】
- 14 朝鮮時代、武士が着用した帽子の一つ。赤い羽根と象毛、玉鷲などで飾る。宮中宴享では主に劍舞に使われた。（宋；金 2007 6：92）
- 15 卷首「服飾図」：38a、「劍器舞呈才女妓服飾金香挾袖紫的掛子戰笠藍戰帶」
卷3「工伶」：7a、「劍器舞呈才女伶戴戰笠 着紅綃裳鴉青甲紗掛子藍戰帶草綠鞋」
- 16 卷1「傳教」1848年2月23日：5b、「口傳下教曰翌日會酌儀節參互己丑年例磨鍊」

参考資料（『儀軌』）

正祖（朝鮮）命編 1795 正祖『園幸乙卯整理儀軌』，奎 14518-v.1-8.

進宴都監（朝鮮）編 1829 純祖己丑『進饌儀軌』，奎 14370.

進宴都監（朝鮮）編 1848 憲宗戊申『進饌儀軌』，奎 14372.

伝統藝術院

2004 『国訳憲宗戊申進饌儀軌』，韓国公演芸術史料翻訳叢書6、7、8、ソウル：民俗苑.

宋 芳松；金 鍾洙

2007 『国訳純祖己丑進饌儀軌』，韓国音楽史料研究会国訳叢書6、7、8、ソウル：民俗苑.

参考文献（アルファベット表記順）

バン, ダル

2006 「朝鮮後期、宮中呈才と教坊呈才の相互関連性研究」, 中央大学修士論文.

車 玉秀 (チャ, オクスク)

1997 「晋州剣舞の表記法と動作分析」, 韓国体育大学博士論文.

チェ, ミョンシン

2000 「剣舞における劇的 Image 表現に関する美的価値研究」, 世宗大学修士論文.

韓 永愚

2002 「朝鮮時代儀軌編纂と現存儀軌調査研究」, 『儀軌解題解説』,
ソウル大学奎章閣韓国学研究院DB.

イ, ウンジョン

2007 「朝鮮後期、宮中剣舞の民間宴披化過程に関する研究」, 梨花女子大学修士論文.

李 能花

1992 (イ, ジェゴン訳) 『朝鮮解語花史』, ソウル: ドンムンソン.

イム, スジョン

2006 「韓国女妓剣舞の芸術的形式と地域的特徴研究」, 龍仁大学博士論文.

2007 「朝鮮時代宮中剣舞の公演様相」, 『公演文化研究』14, 全州: 韓国公演文化学会 PP427-455

金 鐘洙

2001 『朝鮮時代宮中宴享と女楽研究』, ソウル: 民俗苑.

キム, ムンシク; シン, ビョンジュ

2005 『朝鮮王室記録文化の花、儀軌』, 把住: ドルベゲ.

金 英云

2005 「朝鮮後期国宴の楽舞研究(2) 正祖～高宗代の関連儀軌を中心に」, 『朝鮮後期宮中宴享文化2』
ソウル: 韓国学中央研究院.

高 芳子

1994 「朝鮮時代呈才伴奏楽曲名の歴史的変遷過程に関する研究」, 嶺南大学修士論文.

シン, ビョンジュ

2007 『奎章閣から探した朝鮮の名品』, ソウル: 本と共に.

宋 芳松

2007 『増補韓国音楽通史』, ソウル: 民俗苑.

2008 『儀軌からみる舞いと音楽を探して』, ソウル: ボゴサ.